

家を建てるなら山陽小野田市!!

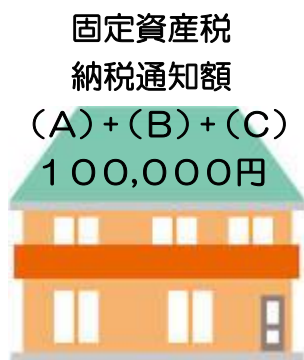
～山陽小野田市には転入奨励金制度があります～



山陽小野田市では、市外からの転入を促進し、賑わいと活力に満ちたまちづくりを推進していきます。

市外から転入し、新たに住宅を取得した人に、住宅に係る固定資産税相当額を5年間転入奨励金として交付します。

・イメージ



(A) 固定資産税(家屋分)
60,000円

(B) 固定資産税(土地分)
10,000円

(C) 都市計画税
30,000円

転入奨励金
相当額

×5年間

・注意事項

- ① 土地の固定資産税及び都市計画税は転入奨励金対象外です。
- ② 申請対象となる5年間とは、新たに取得した住宅への賦課年度から5年間であり、申請してから5年間ではありません。
- ③ 毎年度（5年間）申請が必要です。

詳しい交付要件等は裏面をご覧ください

・ 交付対象住宅の要件 (①～③のいずれにも該当する場合)

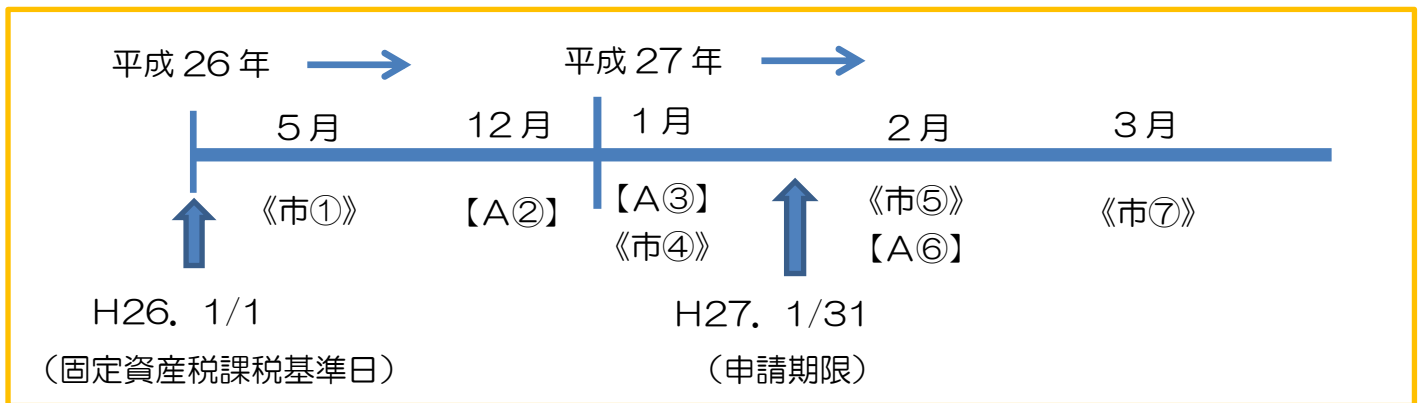
- ① 転入者が所有する住宅で所有権登記がされているもの (中古住宅、マンション含む)
- ② 購入による取得であること (相続、贈与により取得した場合は対象外)
- ③ 居住用であること (事務所、車庫、倉庫は対象外)

・ 交付対象者の要件 (①～③のいずれにも該当する場合)

- ① 平成 23 年 10 月 1 日以降に転入し、新たに住宅を取得した人。あるいは、平成 23 年 10 月 1 日以降に転入し、転入した日の翌日から 2 年以内に市内に新たに住宅を取得した人。
- ② 転入した日より前に 1 年以上他の市町村に住所を有していた人。
- ③ 市税等の滞納がない人 (当該年度の固定資産税を完納していること)。

・ 奨励金交付までの流れ (AはAさんが行う手続き、市は市役所が行う業務です。)

平成 25 年中に、Aさんの住宅が山陽小野田市内に完成し、住宅の登記を完了、転入した場合。



- | | | |
|-------|-----------|----------------------------|
| 【Aさん】 | ②平成26年12月 | 固定資産税を完納 (12月以前に納付することも可能) |
| | ③平成27年 1月 | 転入奨励金交付申請書及び必要書類を提出 |
| | ⑥ // 2月 | 転入奨励金請求書を提出 |
| 《市役所》 | ①平成26年5月頃 | 平成26年度固定資産税納税通知書を送付 |
| | ④平成27年 1月 | 申請内容を審査 |
| | ⑤ // 2月 | 交付決定通知書を送付 |
| | ⑦ // 3月 | 指定口座へ転入奨励金を支払い |

※ その他の交付対象住宅及び交付対象者要件や申請に必要な書類等、詳しくはお問い合わせください (問い合わせ先 市役所企画課 0836-82-1130)